

# 令和6年度伊是名村奨学生(給付)募集要項

## 1. 目的

伊是名村奨学金給付要綱及び要領に基づき、令和6年度伊是名村奨学生(給付)の募集について次のとおり定める。

## 2. 給付予定人数

2人以内※高等学校等(注1)在籍者1人、大学等(注1)在籍者1名

## 3. 奨学金の給付内容 ※奨学金は基本返済を必要としません。

種類	給付対象経費	給付額
入学支度金	大学等の入学手続き時に必要な校納金のうち入学金及び施設整備費に相当する経費	年額上限 282,000 円
修学奨学金	大学等の授業料に相当する経費及び高等学校等修学のために必要とされる居住に要する経費	大学等 年額 360,000 円 高等学校等 年額 240,000 円

備考 対象とする経費について減免若しくは補助を受けている場合は、その相当する額について給付額を減額します。

## 4. 奨学生の要件

次に掲げる要件全てに該当する者とする。

- (1) 日本国内にある大学等及び高等学校等へ進学する者又は在籍している者
- (2) 学業成績が優秀であると認められる者(注2)
- (3) 経済的理由により修学が困難であると認められる者(注3)
- (4) 保護者が本村に3年以上引き続き住所を有している者
- (5) 日本国籍を有している者又は別途定める在留資格を有している者

## 5. 応募資格

奨学生の要件を満たし、次に該当する者とする。

- (1) 高等学校等又は大学等に在籍している者

## 6. 奨学生認定申請の手続

奨学生の認定を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

- (1) 奨学生認定申請書(第1号様式)
- (2) 奨学生推薦書(第2号様式)
- (3) 成績証明書 または 高等学校卒業程度認定試験の成績を証明できるもの

申請時点	提出書類
高等学校等 1 学年	中学校 全学年の成績証明書
高等学校等 2～3 学年	第1学年～申請時までの成績証明書
大学等 1 学年	高等学校等 全学年の成績証明書
大学等 2～4 学年	前年度の成績証明書

- (4) 申請者と同一生計内の全員の住民票謄本(続柄・住民年月日記載あるもの)
- (5) 申請者と同一生計内の 18 歳未満の者を除く全員分の市町村が発行する令和 3 年度課税証明書の原本(令和 4 年分の収入・控除・税額の記載があるもの)  
※(2)及び(3)については、在籍していた中学校又は高等学校等で作成してもらい、厳封したものを提出する。  
※各証明書類は、個人番号(マイナンバー)の記載のないものとする。  
※申請書等の様式は伊是名村ホームページからダウンロードできます。

## 7. 書類の提出について

- (1) 提出期間  
令和 6 年 4 月 1 5 日(月)～令和 6 年 5 月 1 0 日(金) 平日 8:30～17:00  
※令和 6 年 5 月 1 0 日(金)17 時までに必着のこと
- (2) 提出先  
伊是名村教育委員会  
場所 伊是名村字仲田 1385 番地 1  
電話 0980-45-2318 FAX 0980-45-2144
- (3) 提出方法  
直接持参若しくは郵送

## 8. 奨学生候補者の選考

- (1) 奨学生の認定申請をした者のうち、伊是名村育英基金運用委員会で審査し、奨学生候補者を選考する。
- (2) 奨学生認定申請をした本人へ選考結果を通知する。

## 9. 奨学生の認定

奨学生候補者の高等学校等又は大学等の在籍を確認した後、奨学生として認定する。

### 注1「大学等」について

学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する次のものをいう

- ア 大学の学部
- イ 短期大学の学科
- ウ 高等専門学校第4学年及び第5学年
- エ 専修学校の専門課程  
「高等学校等」について
- オ 高等学校(専攻科及び別科を除く)
- カ 中等教育学校の後期課程(専攻科及び別科を除く)
- キ 特別支援学校の高等部
- ク 高等専門学校第1学年から第3学年まで
- ケ 専修学校の高等課程

### 注2「学業成績が優秀であると認められる者」について

- ① 申請者が高等学校等第1学年に在籍している場合、中学校における全学年の学習成績の評定平均値が5段階評価で4.2以上あること。
- ② 申請者が高等学校等第2学年若しくは第3学年に在籍している場合、第1学年から申請までの学習成績が5段階評価で4.0以上あること。
- ③ 申請者が大学等の第1学年に在籍している場合、高等学校等における全学年の学習成績の評定平均値が5段階で4.0以上であること。
- ④ 申請者が大学等の第2学年から第4学年に在籍している場合、前年度に履修した科目の4段階評価で上位2段階の評価を受けている科目が全履修科目のうち5割を占めていること。

注3「経済的理由により修学が困難と認められる者」については、申請者と同一生計内の者全員の所得額の合計が下表の総所得額以下であること。

世帯人員	総所得額
1人	3,735千円
2人	3,883千円
3人	4,235千円
4人	4,424千円
5人	4,746千円
6人	4,856千円
7人目から	1人増すごとに240,000円を加算した額